



学校等でのケガ・病気では ありませんか？



学校等でのケガ・病気の場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金を受けられる場合があります。そのため、医療費助成(子ども・ひとり親・重度心身障害者)の受給資格証等は使用しないでください。

学校等でケガをしたら…

①医療機関等で、学校でのケガであることを伝えてから、受給資格証等を使用せず、いったん自己負担分を支払ってください。※領収書は必ず保管してください。



②学校等へ医療機関に受診したことを伝え、スポーツ振興センターへ申請してください。
申請方法は学校へおたずねください。

スポーツ振興センターへ申請すると…

総医療費の4割分が後日給付されます。(自己負担の3割分に総医療費の1割分が加算されます)

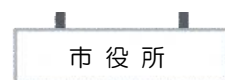
例) 総医療費が5,000円の場合			
※総医療費とは保険者負担7割+自己負担3割を合計した10割の金額			
保険者負担7割 (3,500円)		自己負担3割 (1,500円)	
		自己負担3割 (1,500円)	加算分1割 (500円)

支払いをしたが、スポーツ振興センターで給付が受けられなかった場合…

子ども医療費等から払い戻しを受けることができます。市役所または各支所の窓口に申請をしてください。

必要なもの

- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 受給資格者または助成対象者の通帳等
- 子どもの健康保険証
- 子ども・ひとり親・重度心身障害者医療費の受給資格証等
- 領収書



お問い合わせ先

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること
大洲市教育委員会 教育総務課 学校教育係 0893-24-1733
子育て支援課 子育て支援係 0893-24-5718
- 子ども・ひとり親・重度心身障害者医療費に関すること
保険年金課 高齢者医療係 0893-24-1713